

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 10 日

各務原市内居宅介護支援事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しにかかる現状調査への協力依頼について

平素より市行政運営並びに介護保険サービスの提供にご理解ご尽力頂き、また先月開催しました「居宅介護支援事業所における管理者要件の見直しに関する説明会」にも多数のご参加を頂き誠にありがとうございました。

先般の説明会でもご説明いたしましたが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることが義務化され、また平成 33 年 3 月 31 日までは猶予期間とされました。

つきましては、年末大変お忙しい時期とは存じますが、現時点での各事業所の状況と今後の見通しを把握するため現状調査をおこないますので、別紙現状調査票の**太枠内**を記入の上、**平成 30 年 12 月 21 日（金）までに**各務原市介護保険課に提出をお願いします。質問項目に不明な点その他がありましたら、下記担当者までお問い合わせください。

なお本調査は個人が保有する資格や勤務形態の情報を含まずるので、提出方法については窓口への直接提出や郵送を利用する等、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 大丸・山村
提出先及び 問い合わせ先	住所 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目 69番地 各務原市役所 介護保険課施設指導係
	電話 058-383-2067 (係直通)
	FAX 058-383-6365 (市代表)
	メール <a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a> (課代表)